

III 調査結果の概要

1. 過去の流産経験

全体では、流産した経験は「ない」が 79.2%、「1 回ある」が 15.9% となった。5 人に一人は流産を経験している。職種別では、回答数が少ないので傾向としてだが、2 術以上の回答があった職種では、研究職で「ない」が少なく 61.5% だった。勤務形態別では、2 術以上の回答があった勤務形態についてみると、フレックスタイム制で「ない」が少なく 61.9% となった。

2. 妊娠の状況について

全体では、「順調」と答えた人は、32.9% だった。症状が出た人は、「貧血」36.6%、「つわりがきつい」35.7% 「むくみ」29.9%などとなった。「切迫流産」19.2%、「切迫早産」15.7% も 1 割以上となった。

3. 出産の状況

全体では、正常出産は 71.2%、異常出産は 23.8% で、5 人に 1 人は異常出産という結果だった。

異常出産と回答した 428 人については、「帝王切開」が最も多く 58.2%、次いで(陣痛微弱) 21.3%、「鉗子・吸引分娩」20.6% となった。

4. 生まれた子どもの状況

全体では、「正常」86.7%、「未熟児」4.4%、「その他の異常がある」3.0% となった。

5. 「産前・産後休暇」の取得期間

産前休暇は労基法では予定日の 6 週間前となっている。本調査では、全体では、「8 週間程度」が最も多く、34.9%、次いで「6 週間程度」が 33.1% となった。

産後休暇は、労基法では、8 週間となっている。本調査では、全体では「8 週間程度」が最も多く 75.2%、次いで「10 週間以上」14.0% となった。法律が強制休暇としている 6 週間に満たない可能性のある「6 週間以下」が 0.8% だった。

産前休暇を規定以下しかとらなかった 247 人についてみると、理由としては、「出産が早まった」が最も多く 77.3%、次いで「仕事や職場の都合で請求しなかった」が 14.2%、「請求したが認められなかった」1.2% と、自己都合でなく職場の都合によるものが 1 割を超えていた。また、「収入など個人的な理由で請求しなかった」も 3.2% となっている。

産後休暇を 8 週間未満しかとらなかった（とれなかった）47 人についてみると、無回答が多いが、理由としては、「産前と通算制で出産が遅れた、または産前に多くとった」が最も多く 19.1% だった。

6. 労働基準法の妊産婦の時間外労働・休日労働・深夜業免除、他の軽易な業務への転換の実態

「もともと時間外労働はない」が全体では、23.6% となった。これを除き、実際に時間外労働に該当した人がどのように対処したかをみると、「ほぼ免除された」が 48.2% だったが、「多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかった」が 30.8% にものぼっている。「免除できることを知らなかった」、「権利を知らなかった」など制度・権利を知らない人が 1 割、わずかだが「請求したが認められなかった」という労基法違反のケースもあった。また、「収入等の個人的理由で請求しなかった」も 2.5% となった。

「もともと休日労働はない」が全体では、56.2% となった。これを除き、実際に休日労働に該当した人がどのように対処したかをみると、「ほぼ免除された」が 50.7% だったが、「多忙・代替者がいない等職場の事情で

請求しなかった」が 22.2%にものぼっている。「免除できることを知らなかつた」、「権利を知らなかつた」など制度・権利を知らなかつた人が約 15%、わずかだが「請求したが認められなかつた」という労基法違反のケースもあった。また、「収入等の個人的理由で請求しなかつた」も 2.3%となつた。

「もともと深夜業はない」が全体では、73.1%となつた。これを除き、実際に深夜業に該当した人がどのように対処したかをみると、「ほぼ免除された」が 47.1%だったが、「多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかつた」が 22.5%にものぼつてゐる。「免除できることを知らなかつた」、「権利を知らなかつた」など制度・権利を知らなかつた人が 1 割、わずかだが「請求したが認められなかつた」という労基法違反のケースもあった。また、「収入等の個人的理由で請求しなかつた」も 4.3%となつた。

軽易作業得の転換の有無の問い合わせについては、全体では、「もともと転換を必要としない仕事だった」が 51.0%となつた。これを除いた割合では、「ほぼ転換された」が 29.9%、「一定期間転換された」 9.4%だったが、「職場の事情で変わらず請求しなかつた」 24.1%、「自分がその仕事をしたかったので請求しなかつた」が 15.7%だった。「転換できることを知らなかつた」、「権利を知らなかつた」など制度・権利を知らなかつた人が 2 割弱、わずかだが「請求したが認められなかつた」という労基法違反のケースもあった。また、「収入等の個人的理由で請求しなかつた」も 1.1%となつた。

7. 産休終了後、子どもが 1 歳までの育児への対応

全体では、「育児休業をとつた」が最も多く、81.3%、次いで「育児時間をとつた」 17.3%となつた。職種別では、「育児休業をとつた」が少なかつたのは、研究職 61.5%、介護福祉労働者 66.7%だった。「育児時間を取つた」は、介護福祉労働者で 40.0%、「勤務時間を短縮した・短時間勤務にした・部分休業をとつた」は、研究職で 15.4%と多かつた。

育児休業の取得期間・取得理由は全体では、「ほぼ 1 歳まで」が 51.3%と半数を占め、次いで「1 歳半まで」 11.9%、「8 ヶ月程度」 9.8%となつた。民間の場合、1 歳まで（保育所入所を希望しているが入所できない場合は 1 歳 6 か月まで）、公務員の場合、請求に応じて 3 歳未満まで育児休業を取得することが可能である。育児休業の取得理由は全体では、「自分の手で育てたかった」が最も多く 82.4%となつた。

育児休業をとらない、または期間を短縮した理由は「育児休業を希望通りの期間取得した人」の人数が不明なので、全回答者を分母にして傾向を分析した。全体では、「休業中の所得保障が少ない」が 25.3%と最も多く、次いで「育児休業明けに保育所に年度途中入所できないから」が 12.4%となつた。

育児時間は「ほとんど毎日とれた」が全体では、最も多く 68.8%、次いで「7~8 割くらいの日はとれた」 16.1%となり、「1 時間程度またはそれ以上」が最も多く 68.5%、次いで「45 分程度」 13.8%となつた。

8. 均等法改正による妊産婦の通院休暇、通勤緩和措置、休憩時間や作業制限等の実態

通院休暇は全体では、「必要回数をほぼとつた」が最も多く 30.4%、次いで「何度かとつた」 18.7%、「勤務日でない日に通院したので必要なかつた」 18.3%、「通院休暇を知らなかつた」 13.6%となつた。

通勤緩和のための時間短縮措置は全体では、「通勤緩和を必要としない交通状況だった」が 38.5%と最も多く、次いで「ほぼ全期間とつた」 23.3%、「通勤緩和の権利を知らなかつた」 11.3%、「多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかつた」 10.7%となつた。

妊娠中の休憩時間の延長・回数の増加は全体では、「妊娠中の健康状況がこうした措置を必要としなかつた」が 37.8%と最も多く、次いで「この措置を知らなかつた」 33.0%、「多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかつた」 17.7%となつた。

妊娠中、作業の制限・勤務時間の短縮・休業等は、全体では、「妊娠中の健康状況がこうした措置を必要と

しなかった」が 40.6%と最も多く、次いで「この措置を知らなかつた」 18.9%、「多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかつた」 18.1%となつた。

9. 育児休業法・労基法改正による小学校就学始期までの深夜業・時間外労働等の免除措置

小学就学前の子をもつことによる深夜業の免除は、全体では、「もともと深夜業はない」が 71.9%となつた。これを除いた割合では、「ほぼ免除されている」が 20.1%、「一定期間ときどきは免除されている」 3.1%、「夜は家族がいる等、深夜業免除の要件に該当しない」 21.8%だったが、「職場の事情で請求していない」 18.4%、「免除できることを知らなかつた」という権利を知らなかつた人が 3割弱、わずかだが「請求したが認められなかつた」という法律違反のケースもあった。また、「収入等の個人的理由で請求しなかつた」も 3.1%となつた。

小学就学前の子をもつことによる時間外労働の制限は全体では、「もともと月 24 時間、年 150 時間（公務員 360 時間）を超える時間外労働はない」が 56.2%となつた。これを除いた割合では、「免除できることを知らなかつた」が 45.0%と最も多く、次いで「職場の事情で請求していない」が 32.3%、「時間外労働は免除されている」が 12.0%となつた。わずかだが「請求したが認められなかつた」という法律違反のケースもあった。また、「収入等の個人的理由で請求しなかつた」も 3.1%となつた。

10. 育児休業制度の改善にむけてもっとも要求したいこと

全体では、「所得保障の増額」が最も多く 56.6%、次いで「代替要員の配置・原職復帰」 42.7%となつた（なお、調査票の選択肢、「代替要員の配置」と「原職復帰」が同じ番号となっていたためあわせて集計している）。「職場復帰のための情報提供・教育」 23.3%、「男性の取得の促進」 20.4%と、それぞれ 2 割を超えている。

11. 昨年一年間の年休取得日数

回答者 1357 人のうち、「16～20 日」が 41.2%と最も多く、次いで「11～15 日」 21.7%、「6～10 日」 15.2%となつた。一般女性労働者の年休取得割合と比べると、育児期の女性労働者は「11 日以上」が 75.9%、一般女性労働者は 63.8%と育児期の女性労働者の方が 12.1 ポイント高い。

年休の使用目的は、全体では、「子どもの保育・授業参観・行事参加」が最も多く 72.9%、次いで「家族の病気」 62.1%、「自分の病気」 48.2%、「休養」 31.9%、「旅行」 25.8%となつた。一般女性労働者と比較すると、子どもや家族のために年休を使う傾向が強いことがわかる。

職種別では、看護師で「休養」が 42.5%、その他現業で「自分の病気」が 71.4%と多いなどの傾向が見られた。

12. 子どもの病気のときの対応

昨年一年間、子どもが病気のため保育園等に預けられなかつた日数回答者 1273 人のうち、全体では、「なし」は 4.5%で、「6～10 日」が最も多く 26.7%、「11～15 日」 20.5%、「3～5 日」 15.0%、「16～20 日」 10.8%となつた。

子どもが病気のために使った年次有給休暇日数は、回答者 1271 人のうち、全体では、「なし」は 9.3%で、「3～5 日」が最も多く 28.3%、「6～10 日」 26.6%、「11～15 日」 13.4%、「1～2 日」 13.1%となつた。68.1%は 10 日以内だが、11～20 日以内が 20.1%、21 日以上が 2.5%となつた。職種別では、看護師は「なし」が最も多く 28.3%、次いで「1～2 日」 23.4%となつてゐる。

子どもが病気のときの看護は、全体では、「いざれかの親に頼む」 53.3%、次いで「主として母親が休暇を

とることが多い」45.9%、「仕事の都合を考えて父または母が交代で休暇をとる」39.6%となった。父と母とのかかわりをみると、主に母が45.9%、父母は39.6%、主に父は2.2%と、母を中心だが、父母が約4割に近づいている。

子どもの比較的長期の病気や保育行事などで年休では足りずに欠勤したことの有無は、全体では、「ある」は2.8%、9割が「ない」と回答している。

13. 仕事と家庭・育児を両立させて働きつづけるためにもっとも切実な要求

全体では、「休暇のとりやすい職場環境」が33.1%で最も多く、次いで「所定内労働時間の短縮」26.8%、「保育料など育児にかかる負担軽減」26.4%、「保育や授業参観・行事参加の休暇」24.8%、「学童保育の充実」24.6%となった。